

第1章 公害紛争の処理状況

1 令和元年度における公害紛争の処理状況

令和元年度に公害等調整委員会（以下、単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された32件（裁定事件30件（責任裁定事件18件、原因裁定事件12件）、調停事件2件）と、元年度に新たに受け付けた20件（裁定事件19件（責任裁定事件11件、原因裁定事件8件）、調停事件1件）の計52件である。このうち、15件が令和元年度中に終結し、残り37件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成29年度14件、30年度24件、令和元年度20件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和元年度に終結した主な事件

ア 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人（申請人）から、建設会社を相手方（被申請人）として、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事（以下「本件工事」という。）による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙の亀裂等の財産被害が生じたこと、また、被申請人は工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求める責任裁定があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和元年8月9日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第1項）。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、同年9月6日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

平成28年9月9日、東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5名（申請人）から、国土交通大臣を相手方（被申請人）として、調停の申請があった。申請の内容は、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機（4分か

ら5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査(計画案が実現した場合の状況を把握するため、大阪国際空港周辺において航空機騒音を測定)等を行うなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、第18回調停期日において、被申請人は、今般の本件空港における飛行経路の見直しに当たり、

- ① 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
- ② A滑走路における航空機の運航の見通し
- ③ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し

に関して確認するとともに、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供すること等を内容とする調停が成立し、本事件は終結した。

ウ 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

平成30年3月1日、東京地方裁判所から、東京都住民93人(原告)の各所有建物の屋根等に生じた、さびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆(はっせい)による腐食等の損傷被害と、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事(以下「本件工事」という。)に伴うさびや鉄粉の飛散との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった(公害紛争処理法第42条の32第1項)。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告数は64人と変更された。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月25日、原告らの各所有建物に生じた損傷被害と本件工事に伴うさびや鉄粉の飛散との間の因果関係の存否について、因果関係を認めないとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93人及び法人でない社団1団体(申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。)から、国(代表者環境大臣)及び自動車メーカー7社を相手方(被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。)として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等

に罹患させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、次を求める調停の申請があった（以下「当初申請」という。）。

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後同年8月23日、東京都など4都県の住民14人（申請人）から、同様の内容の調停を求める申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに調停委員会を設け、令和元年9月11日、両事件を併合して手続を進めることを決定するとともに、合計5回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

イ 稲敷市における土砂埋立てに伴う土壤汚染による財産被害等責任裁定申請事件

令和元年6月3日、茨城県稲敷市の住民12人及び宗教法人（申請人。以下、上記住民を「申請人住民ら」、上記宗教法人を「申請人宗教法人」という。）から、土木関係会社、個人2人、砂利運搬業会社、稲敷市を相手方（被申請人）として、責任裁定の申請があった。

申請の内容は、被申請人土木関係会社が、申請人宗教法人の山林の樹木を無許可で伐採し、山林及び申請人ら所有の共同墓地を無許可で埋め立てたため、土壤分析を行ったところ、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度指数が規制基準値を超過し、土壤の強アルカリ性により樹木が枯死するなどし、また、申請人住民らの生活用水である井戸水が汚染されるおそれがあるとして、埋立てを実施した被申請人土木関係会社、現場指揮者である被申請人個人2人、被申請人砂利運搬業会社及び無許可で埋め立てていることを知りながら埋立ての停止を命ずる等の適切な対応を行わなかった被申請人稲敷市に対し、土砂の撤去費用等の財産被害及び井戸水汚染のおそれによる精神的苦痛を被っているとして、連帯して、損害賠償金合計2600万円等の支払を求めるものである。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

ウ 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

令和元年8月16日、渋谷区の住民17人（申請人）から、不動産会社及び建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定の申請があった。申請の内容は、申請人

らが、被申請人らの建築工事現場からの騒音、振動、粉塵（ふんじん）等により、不眠、ストレス障害、ぜん息悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音工事費用、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものである。なお、申請人1人について相続が発生し、別の申請人1人が相続人として手続を承継した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

表 1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和元年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	H28. 2. 16 H29. 1. 16	R 1. 9. 25 棄却
	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	H29. 3. 9	
	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	H29. 6. 20	R 1. 9. 6 調停成立
	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	H29. 10. 31	R 2. 1. 28 棄却
	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	H29. 12. 11	R 2. 1. 14 棄却
	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	H29. 12. 12	R 2. 2. 18 棄却
	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	H29. 12. 28	R 1. 8. 27 棄却
	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	H30. 2. 22	R 1. 12. 17 因果関係を認めない
	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	H30. 3. 1	R 2. 2. 25 因果関係を認めない
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	H30. 3. 30	
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	H30. 5. 17	
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	H30. 5. 30	
	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	H30. 6. 13	R 1. 11. 19 棄却
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	H30. 6. 26	
	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	H30. 8. 16	R 1. 7. 9 棄却
	豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8. 20	
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	H30. 8. 20	
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8. 28	

裁 定 事 件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 1	
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 2	
	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 5	R 1. 9. 24 棄却
	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 20	R 1. 7. 10 取下げ
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 1. 21	
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2. 14	
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	H31. 2. 14	
	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	H31. 2. 22	R 1. 5. 7 取下げ
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 8	
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 11	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	H31. 3. 29	
	奈良県安堵(あんど)町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	H31. 4. 2	
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	H31. 4. 2	
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	H31. 4. 17	
	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 8	
	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 21	
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	R 1. 6. 3	
	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 8. 16	

裁 定 事 件	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	R 1. 9. 9	
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	R 1. 9. 19 R 2. 2. 26 R 2. 3. 12	
	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 1. 10. 24	
	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 1. 11. 18	
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 1. 12. 17	
	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	R 1. 12. 20	
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 2. 3. 12	
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	R 2. 3. 24	
調 停 事 件	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	H28. 9. 9	R 2. 1. 31 調停成立
	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	H31. 2. 18 R 1. 8. 23	
合 計		52件 (20件)	15件

(注) 1 「合計」の()内の数字は、令和元年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、新たに受け付けた慰謝料額等変更申請4件が終結した。

表２ 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
計	734	732		318 (124)	283 (110)		11	11			1,063	1,026	

- (注) 1 「その他」にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和元年度までに568件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。令和元年度に委員会に係属した事件は52件で、うち49件（約9割）が裁定事件となっている。

ウ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い

令和元年度は、航空機騒音に関する紛争、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約5割、受付事件に占める騒音事件の割合が約4割となっている。

また、令和元年度は、自動車排出ガスによる大気汚染に関する紛争、近隣施設からの化学物質の拡散による大気汚染に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件に次いで大気汚染事件の割合が高くなっており、委員会においては係属事件に占める大気汚染事件の割合が約3割、受付事件に占める大気汚染事件の割合が約3割となっている。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、

申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和元年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表 3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表 4）を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和元年度は、5 件について、現地期日を開催した（表 5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和元年度において委員会に係属した公害紛争処理事件 49 件（原因裁定嘱託事件 3 件を除いた数）のうち、本人申請は 25 件である。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和元年度に終結した裁定事件（14 件）のうち、1 件が調停に付された。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和 47 年公害等調整委員会規則第 3 号）の改正により、平成 28 年 1 月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和元年度までに、15 件の公害紛争事件において利用されている。

**表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況
(令和元年度)**

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	振動・騒音・低周波音の研究
	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音
	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	1 人	水産学
	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	1 人	地盤工学、斜面工学、環境振動、地震工学、安全工学
	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音
	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	1 人	騒音対策、騒音の心理評価
	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	1 人	腐食科学、腐食・防食
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	1 人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	2 人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
			医学（皮膚科）
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	地盤工学、地盤環境工学
	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1 人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1 人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	音響技術、騒音制御

裁 定 事 件	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	音響工学
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	音響工学
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1 人	臭気対策
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	1 人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	1 人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	環境音響学(建築音響学・騒音制御工学)
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	1 人	地盤工学(土質力学全般、不飽和土、地盤の液状化)、防災工学(主に宅地防災)

表 4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和元年度）

事 件 名	実施年月	備考
東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	平成31年 4 月	現地調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	令和元年11月	現地調査
熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	令和元年11月	委託調査
銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	令和 2 年 1 月	委託調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
 2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表 5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和元年度）

開催年月	場所	事 件 名	備考
平成31年 4 月	大阪府 大阪市	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和元年 5 月	愛知県 名古屋市	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和元年10月	兵庫県 神戸市	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和元年11月	京都府 京都市	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	第 1 回審問期日
令和元年11月	京都府 京都市	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	第 2 回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和元年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和元年10月号で公害紛争処理制度を、令和2年2月号では平成30年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和2年3月に政府広報BSテレビ番組「ピックアップ！～霞が関からのお知らせ～」において、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行った。さらに、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、都道府県の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、司法修習生等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行った。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）を訪問し、公害紛争処理制度等の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和元年度は16府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和元年にリニューアルし、5月、8月、11月に発行した。また、令和2年2月には第100号を発行した。各号作成時に委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話相談を行うほか、電子メールや対面での相談も行っている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決

のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図っている。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する※¹。令和元年度は77件の事件が係属し、34件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受 付 件 数			終 結 件 数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
計	1,649	1,594	55	1,606	645	741	186	34	

（注）「その他」（受付件数）にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※¹ 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和元年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、11件（表7）となっている。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和元年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
大阪府 公害審査会	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	H29. 12. 12	R 2. 2. 18
広島県 公害審査会	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	H30. 3. 30	
東京都 公害審査会	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8. 28	
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 1	
千葉県 公害審査会	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	H30. 11. 2	
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2. 14	
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	H31. 2. 14	
福岡県 公害審査会	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
和歌山県知事	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 8	
千葉県 公害審査会	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 1. 5. 21	
埼玉県 公害審査会	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

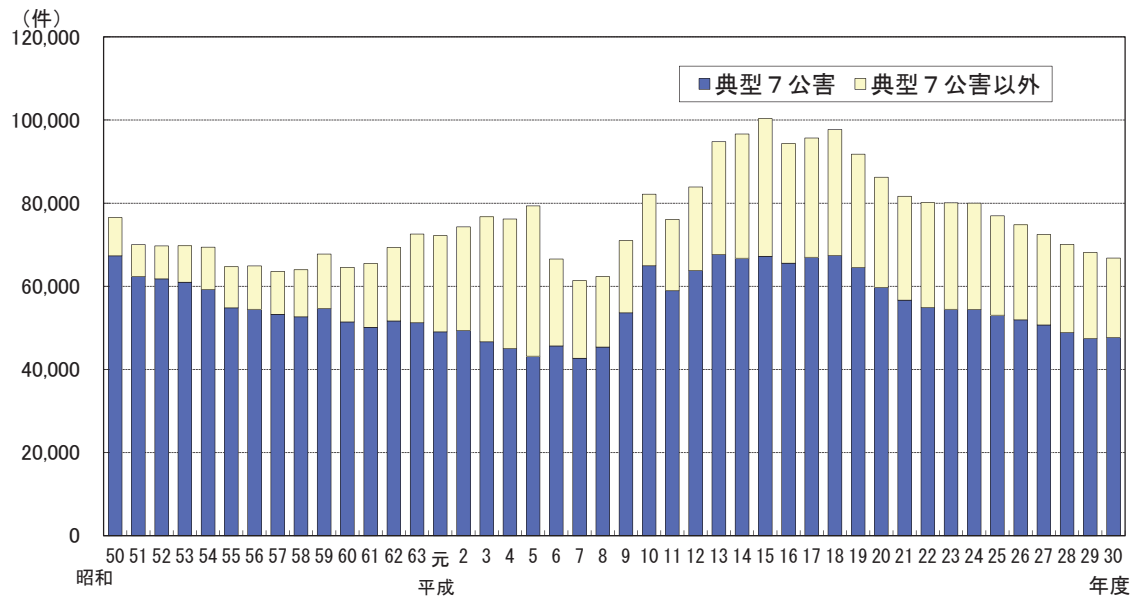
- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和元年度は、6月6日に第49回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（令和元年度は、10月中旬から11月中旬にかけて、第50回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（令和元年度は、10月中旬から11月中旬にかけて、第44回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

平成30年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は66,803件であり、19年度以降は12年連続で減少している（図1）。公害苦情受付件数のうち、典型7公害の苦情受付件数（47,656件）の内訳をみると、「騒音」が15,665件（典型7公害の公害苦情受付件数の32.9%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が14,481件（同30.4%）、「悪臭」が9,543件（同20.0%）となっている（図2）。平成30年度の公害苦情取扱件数は71,488件であり、年度内に直接処理^{※2}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は59,946件（平成30年度の処理件数の83.9%）となっている。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型7公害の直接処理件数（43,604件。直接処理件数の72.7%）について苦情の申立てから処理までに要した期間をみると、「1週間以内」が28,752件（典型7公害の直接処理件数の65.9%）、「1週間超～1か月以内」が3,654件（同8.4%）となっており（図3）、都道府県・市区町村において迅速な処理に努めている。

※2 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「平成30年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（平成30年度）

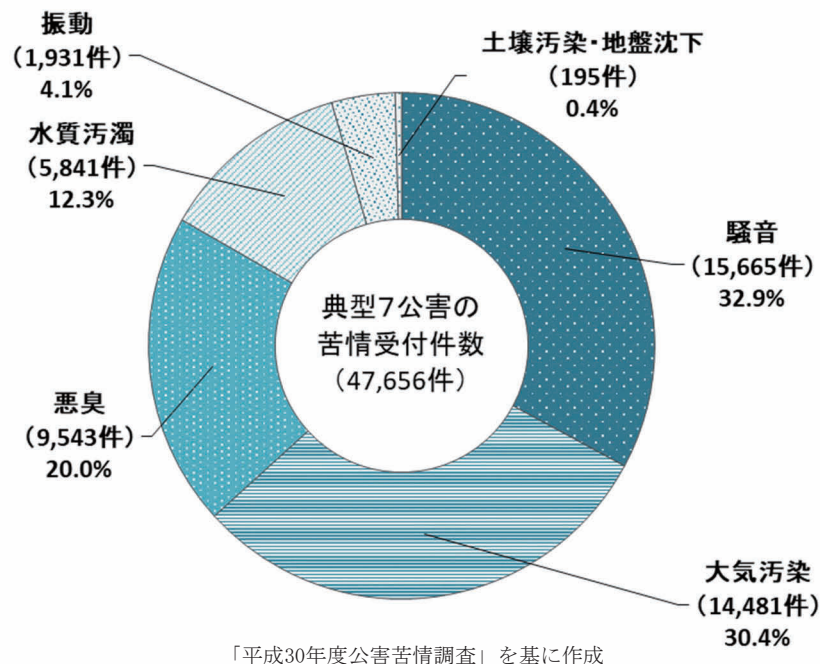
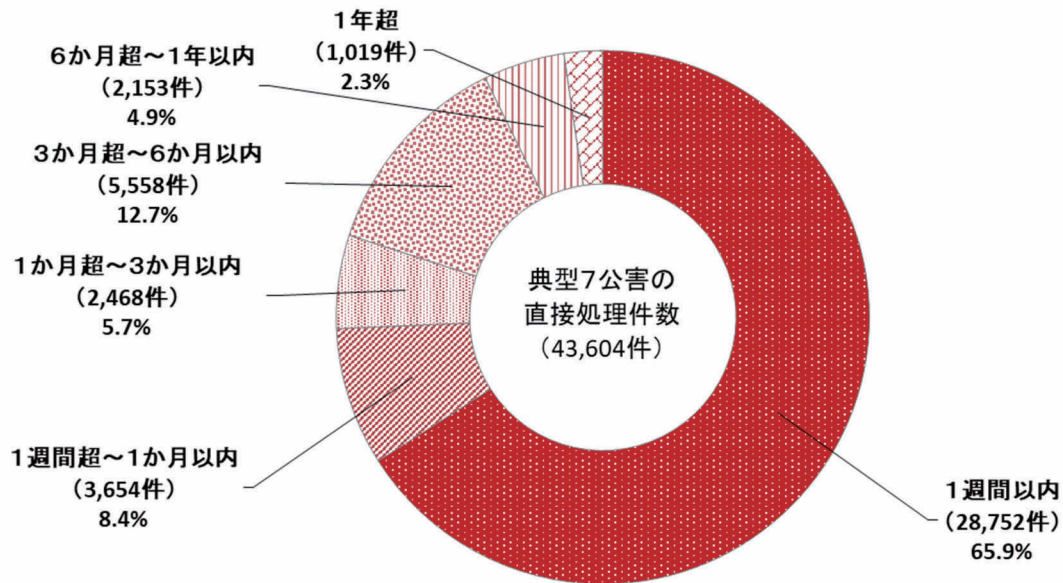


図3 地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（平成30年度）



「平成30年度公害苦情調査」を基に作成

(5) 公害紛争処理法の改正

審査会を置かない都道府県においては、公害紛争処理法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることについて提案があり、検討を行った結果、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）が決定された。

この方針を踏まえ、審査会を置かない都道府県において、公害審査委員候補者の委嘱期間を1年より長い期間とすることを可能とするため、公害紛争処理法の改正案を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和2年3月に国会に提出された。